

答 申 第 2 2 0 号

平成29年10月30日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 池田 紀子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成29年10月24日付け岐阜市民市第536号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

岐阜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成25年3月に策定した「岐阜市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）」に基づき、市民へのスポーツ振興に取り組んでいる。推進計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間のスポーツ振興に係る方向性を示すものであり、推進計画の中間年に当たる平成30年度には、国の第2期スポーツ基本計画（平成29年3月策定）やこれまでの進捗状況を踏まえ、推進計画を改定する予定である。

当該改正を検討するに当たり、市民を対象としてスポーツの実施についてのアンケートを実施する。

そのため、アンケートを送付する対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を教育委員会市民体育課に提供する。

(2) アンケートの送付対象者及び抽出方法

平成29年3月31日現在で満20歳以上の市内在住者（外国人を含む。）をアンケートの送付の対象とし、男女別及び年代別に計3,600人を無作為抽出する。

(3) 保有個人情報

アンケート送付対象者の氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものと認める。